

大田原市産出材の家づくり支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市産出材の需要拡大を図り、林業の活性化に資することを目的とする大田原市産出材の家づくり支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、大田原市補助金等の交付に関する規則（昭和51年規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 県産出材 栃木県内の森林から産出された木材であって、栃木県木材業協同組合連合会及び栃木県森林組合連合会が管理する栃木県産出材証明制度等により、栃木県産であることが証明された木材をいう。
- (2) 市産出材 県産出材のうち、市内の森林で生産されたことが証明された木材をいう。
- (3) 県要領 とちぎ材の家づくり支援事業費補助金交付要領（平成22年4月7日付け林振第33号環境森林部長通知）をいう。
- (4) 新築事業 県要領第4条第3項第1号に掲げる新築事業をいう。
- (5) 増改築事業 県要領第4条第3項第2号に掲げる増築・改築事業をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市内に住所を有する者（新築住宅の工事完了後6月以内に本市に転入する予定の者を含む。）であって、次の各号のいずれかの要件に該当するものとする。

- (1) 市内に自ら居住するための木造住宅を新築し、県要領第4条第1項第1号に掲げる補助事業者としての決定を栃木県知事から受け、当該木造住宅の新築に係る木材の使用材積のうち市産出材を6立方メートル以上使用すること。
- (2) 自ら居住する住宅を市内に所有し、県要領第4条第1項第2号に掲げる補助事業者としての決定を栃木県知事から受け、当該住宅の増築又は改築に係る木材の使用材積のうち市産出材を5立方メートル以上使用すること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、市産出材の調達に要した経費とする。

(補助金の額)

第5条 新築事業に対する補助金の額は、次の各号に掲げる市産出材の使用量に応じ、それぞれ当該各号に定める額とし、予算の範囲内で交付する。

- (1) 6立方メートル以上10立方メートル未満 75,000円
- (2) 10立方メートル以上20立方メートル未満 150,000円
- (3) 20立方メートル以上30立方メートル未満 300,000円

- (4) 30立方メートル以上40立方メートル未満 450,000円
 - (5) 40立方メートル以上 600,000円
- 2 増改築事業に対する補助金の額は、次の各号に掲げる市産出材の使用量に応じ、それぞれ当該各号に定める額とし、予算の範囲内で交付する。
- (1) 5立方メートル以上10立方メートル未満 75,000円
 - (2) 10立方メートル以上15立方メートル未満 150,000円
 - (3) 15立方メートル以上 225,000円
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、前2項に定める補助金の額からそれぞれ当該各号に定める額を補助金の額から差し引くものとする。この場合において、交付する補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- (1) 補助金の額が補助対象経費の額を超える場合 当該超過額
 - (2) 補助金の額が県産出材の調達に要した額から県要領第6条第1項第1号の表1又は第2号の表3に定める額を差し引いた額を超える場合 当該超過額
(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、大田原市産出材の家づくり支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号）第16条第1項に定める補助金等の額の確定通知書（この補助金の交付申請日前90日以内に交付されたものに限る。）の写し
- (2) 出荷証明書（様式第2号）
- (3) 補助金の額確認書（様式第3号）
- (4) その他市長が必要と認める書類
(実績報告の省略)

第7条 この補助金については、規則第10条ただし書の規定により、実績報告書の提出を省略するものとする。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、同日以降工事に着手する新築事業又は増改築事業を対象とする。